

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年11月11日（木）16:46～17:17
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会社員・理事
- 委員 安藤 至大 日本大学経済学部教授
- 委員 安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授
- 委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

- 広瀬 栄 養父市長
- 神場 知成 養父市スーパーシティ構想アーキテクト
東洋大学情報連携学部教授
- 光多 長温 養父市特区推進共同事務局アドバイザー
- 田村 亘 養父市経営企画部経営政策課 兼
国家戦略特区・地方創生課長

<事務局>

- 山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
- 三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 養父市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案内容
- 3 閉会

○喜多参事官 それでは、本日、10月15日に養父市から再提案いただきましたスーパーシティに関する規制改革の提案につきまして、提案内容の具体化等のためのワーキンググル

ープヒアリングを実施いたします。

資料の取扱いについてですが、養父市からの提出資料は公開予定、規制所管省庁からの回答は暫定版であるため非公開の予定です。

本日の議事については、公開予定です。

それでは、ここからの議事進行を八田座長によろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをわざわざお越しくださいますとどうもありがとうございます。

それでは、最初に7～8分、今度の再提案について御説明をお願いしまして、その後、委員のほうから質疑をしたいと思います。

それでは、養父市、よろしくお願いいたします。

○広瀬市長 皆さん、こんにちは。いつも大変お世話になっております。厚くお礼申し上げます。

コロナ禍でなかなか行動自粛ということで、上京する機会がなくて久々の上京でございます。少し緊張しております。よろしくお願いいたします。

スーパーシティ、養父市の提案でございます。前回の提案、国家戦略特区ということでなかなか規制改革という部分が見えにくいという御指摘を受けておりました。その辺のところも考えながら、今回、新たな再提案ということをさせていただいております。

養父市が考えますスーパーシティ型国家戦略特区の最大のポイント、これは国の協力のもとに、いかに自治体及びそれを利用する住民にとって安全・安心で汎用性の高いデータ連携基盤を整備、構築するかということでもあります。データ連携基盤を利用した住民サービスを提供するに当たって最もキーとなります、これはマイナンバーカードでございますが、これをより普及、利便性の向上を見越したものとしてマイナンバーカードのサブデバイス化を再提案したいと考えています。

このサブデバイス実現に対して規制となっている法律、これは主にマイナンバー法、カードの定義付けや発行主体等に関する部分の見直しが必要と考えております。また、養父市では、スーパーシティ構想が求める先端的サービスの推進と同時に様々な主体が積極的にチャレンジし得る環境整備も進めることとしております。

一億総活躍の実現であります、誰でもチャレンジできる環境整備として、「やぶビジネスバレー」の構築を提案し、更なる市内の経済活性化、さらには日本の国の経済の活性化を目指していきたいと考えております。

養父のビジネスバレー実現に対しまして、特区の大胆な規制緩和として、民法であるとか労働基準法、さらには我々、地方自治体に関する法律で地方自治法等もありますが、これらのそれぞれの法律で色々と整理をしていく、緩和をしていくというところの必要が多々あるだろうと考えております。これらの法律になりますと、その影響を受ける範囲、非常に広がりますし、膨大な数の関連法令への対応も必要となります。これらにつきましては、内閣府事務局と連携しながら一つ一つ整理していきたいと考えております。

多分こういう新しいことをやろうと思えば、いつも内部で話はしておりますが、法律の20、30はどうしても違反ではないけれども、抵触する、闘わなくてはいけないというところが出てこようかと思いますが、その辺を大胆果敢に挑戦して規制緩和を進めていく、そのことを行っていきたいと思います。

従来の既存の特区においても、様々な実績を積み重ねてきました。我々は、やはり地域を良くするため、国を良くするために、まず思い切って実行するということが必要であろうと思っております。厳しい環境にもあろうかと思いますが、しっかりと未来社会の先取りするようなことを実現していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。まず市長としての強い思ひはそういうところでござひます。

あと、そうしたら神場先生。

○神場アーキテクト アーキテクトという立場で関わらせていただひております東洋大学情報連携学部の神場と申します。よろしくお願ひします。

この件に関してですけれども、やはり私はとにかく重要なのはマイナンバーということだと思ひていて、マイナンバーの活用を適切にすることによって横断的な色々なサービスが展開できると。そのときに当然マイナンバーカードというのが重要なわけですけれども、やはりちょっと冷静にマイナンバーとマイナンバーカードを比較したときにマイナンバー制度は素晴らしいのだが、マイナンバーカードに若干運用していく上で問題があるだろうということは思ひていまして、それは現実的なという話と、あとはそれに対する人々の意識みたいなところで問題があつて、何となく例えば持ち歩くのが不安だとか、あるいは今、何か番号のところを隠した袋に入れてないといけなひとか、そういうことがあると見られていけなひのかなみたいなことというものの意識が何となく根付いてしまつてゐる部分があつて、そののところをうまく払拭するような形のカードとかそういうものが普及していけなひと利用が広がらなひのではないかというように思ひてゐます。

そういうわけで、いわゆるマイナンバーカード自体は目で見て何か番号が書いてあつて何とかなというようにオフライン認証の部分の機能と、あるいはオンライン認証、JPKIと入つてゐますけれども、その部分のオンラインで使える機能というのがある程度両方入つてゐると。そして、オンライン認証のほうも利用者証明という話と電子署名という話と二通り入つてゐるみたいなところで、色々使い勝手からしてもユーザーからすると何をしてゐるのかよく分からなひとか色々な問題が発生しがちであるということから考えると、マイナンバーカードに相当するものをもう少し規制を緩めて、オンライン認証だけに使えるようなものをうまく発行できるような仕組みというのをきちんと出して作つていって、それを普及させるといふほうが現実的に非常に重要なのではないかというように思ひてゐます。

ただ、それに対して若干既に御回答みたいなところをいただひてゐるところがありまして、それについて言うと確かにセキュリティ上は非常に難しい課題が色々あるので、そこを守るためには、実は私自身も自信を持ってこうだということはなく、そのセキュリティ

ィの専門家の方々のアドバイスを受けながらということでないと思えるものが出て来ないと思うのですね。

スマートフォンの搭載という話も進んでいますけれども、例えば、今のスマートフォンはダメだが、今後、そういうスマートフォンが段々認証して作っていきますよということだけだとやはり普及スピードとしては弱いのではないかとこのように思っています、そうすると、例えば新たなカードあるいはウォッチ形式でもいいのですが、何か別のサブカード、サブデバイスというのを出していけば今までのスマートフォンとも併用することによって使えますよとかということをやると利用がすごく広がるのではないかとこのように思っています、それを最初に例えば配布するとか、そういう形で広く使って利用が便利だということを実際にある地区とかの実例をどんどん作っていくというのが非常に重要なのではないかとこのように考えて、単発としてマイナンバーカードの部分に集中していますけれども、トータルではそれを活用することによって横断的サービスの利用が広がるということのポイントとしては考えているということです。

以上です。

○広瀬市長 現在の養父市におけますマイナンバーカードの普及率と言いますか交付率は67%ということで、申請率でいきますと今、73%。毎月ほぼ3%ずつぐらいのペースで増えておりますので、我々もしっかりと市民には普及して、また、今回、国のほうでもさらにポイントを付けるというような話が出ておりますので、これらも利用しながら、より普及を深めていきたいと考えております。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、このサブデバイス化することによって、例えばバーチャル診療所では、このサブデバイスを使わない場合と使う場合でどういう違いが出てくるのでしょうか。

○神場アーキテクト バーチャル診療と言いますか、サービスの部分というのは今回、バーチャル診療という話が例に挙がっていると思うのですけれども、一般にやはりデータ連携に相当する部分ですね。例えばどこかで通常のオンライン診療のデータを登録してある、そのところでは健康として登録してあるという話と、例えば何かしら事故が起きたときとか、あるいは何かしら予防のための医療を受けるとかというときに、そのデータが簡単にそのカードを持っていることによって連携されると言いますか、現場で素早く連携されるということが速やかに進むということだと。

○八田座長 マイナンバーカードでは皆さんが抵抗あるということなのですか。

○神場アーキテクト マイナンバーカードでは抵抗があると言いますか、そういうものを皆さんがいかにか日常的に持ち歩いて、すぐにあるからそれでオンラインで認証できますという状態になっているということが作ればよくて、例えばマイナンバーカードであっても、もしもそれが市民の方々が常に持っていますよと、全然抵抗なく普通に持つのが当然ですよという状態になっているのだったらいいのですけれども、それが今のマイナンバーカードの使用だけではなかなか難しいのではなかろうかということで、そのサービスが

受けられるようなものを身に付けるようなことを大幅に普及させようと思うと、別の形態があることが必要なのではないかと考えています。

○八田座長 分かりました。

それでは、皆様から、委員の方から御質問とか御意見とかございませんでしょうか。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

そうしましたら、マイナンバーの電子証明書の点についてお伺いしたいなと思います。デジタル庁であったり総務省のほうは令和4年に向けて携帯電話のマイナンバーの電子証明書の搭載の点について進めているというのがございます。携帯電話もかなり利用されている端末ではあるのですが、ここと違ってウォッチのほうも必要だったり利用するような場面だったり、何かそういうのを明確にさせていただいたりすると必要性というのが分かりやすいのではないのかなというように思いました。

2点目として、セキュリティの点をデジタル庁のほうでもおっしゃられているところがあります。確かに、せっかくこの電子証明書を使っているのに外部的な部分で改ざんが可能になってしまうとあまり電子証明書を使う意味がなくなるところがあるように感じました。ここはどういう対策を具体的に、少なくとも搭載可能になる携帯電話と同等のものとか、その他の手段が想定されるのだと思うのですが、セキュリティをどうやって担保していられるかという、このあたりのお考えを伺えればと思います。

○八田座長 養父市、どうぞ。

○神場アーキテクト 今、実はハードウェア的な、いわゆる耐タンパー性と言われる部分のセキュリティというところに関しては私も正直なところ、よく分からないところがありまして、そこに関しては先ほどもちょっと申し上げたのですが、セキュリティの御専門の方と議論しないと正確には詰めていくことができないというようには私は思っています。

○八田座長 可能性としては、スマートフォンと比べて腕時計のほうはセキュリティの面で楽だというようなことはあるのですか。同じものなのですか。

○神場アーキテクト 楽ということではないと思うのですが、チップレベルで保護されている、ハードウェア的にも保護されているセキュリティ面のところがあれば、別に例えばカードより物理的に弱いということはない状態にはできるわけで、それは可能だと思います。

○八田座長 今の質問としては、スマートフォンとこのウォッチとを比べての有利性ということですね。スマートフォン、いずれはもうできるわけですから。

○神場アーキテクト そのカードと例えばスマートフォンを比べたときに、スマートフォンがハードウェア的に色々どういようになっているかということは私、よく分からないのですが、ただ、チップのレベルで守られているという点をハードウェア的には守っていて、では、このスマートフォンよりさらに安全ですか、ハード的に強いと言われると、そこはちょっと分からないのですが、では、このカードと比較したときにカード

と同等の安全性というの担保されると思います。

○八田座長 分かりました。落合委員、結構ですか。

○落合委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○八田座長 他にコメントとか御意見とかございませんでしょうか。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 阿曾沼でございます。

安心して持ち歩けるという環境をつくることは大変重要だと思うのですが、住民の方々がマイナンバーカードを持ち歩く場合、サブカードがあり、新たに開発するウォッチがあり、更にiPhoneとかAndroid端末搭載で使用できるようになると、利用者は迷われませんか。iPhoneやアップルウォッチのセキュリティ環境では電話番号やパスコードなどで一定の担保ができています。新たなデバイスを作って利用してもらう場合、管理する側からすると、色々なデバイスが住民の中で使われる中でOSのブラッシュアップや新しいデバイスの開発が続く中で信頼性を保っていく上での管理や対応策などを考えていらっしゃるの理解でいいのでしょうか。どのようにマネジメントしていくのか興味があります。

○神場アーキテクト そこはおっしゃるとおりでして、では、そこに対して明確な解決策が今ありますかと言われると、私、今まだそこは答えできませんということなのですが、多分マイナンバーカードというものが今まで一つあって、これの中に全て今まで入っていました。今度、スマートフォンの上に入るようになるということで、二つになることでセキュリティ的には今おっしゃったように考えなければいけないということが増えてくるはずで、私もスマートフォンの側の検討状況を全部細部まで把握しているわけではないので、申し訳ないのですが断言できないのですが、そうなる時点でやはりセキュリティ面で、今まで一つしかないことによって担保されていた部分というのを新たに考慮しなければいけない。

では、それが二つではなくて例えば三つとか四つとかというようになったときに、全部必ず同時に有効なのかという感じでいうと、ひょっとすると、では、これが有効になったときにはこれは無効になるよとか、あるいは最大いくつまでよとかということルールとか含めて決めていかなければいけないということはあると思うのですね。その辺は、今、法律の条文の部分では、現行の条文、改正をしようとしている部分と、改正するほうは私、まだ詳細は把握してないものですから、それを含めて、次、3とか4とかなってきたときにどうするのかというのは検討が必要だと思います。

ここは本当に非常に難しい部分なので、私もセキュリティの御専門の方と話をしないとちょっとよく分からないなという部分と、あともう一つは、逆にセキュリティの御専門家の方だけではなくて、いわゆるユーザビリティとかユーザーインターフェースという観点で考えておかないと、利用者の方は本当に訳が分からなくなってしまうという面で、私、どちらかというユーザビリティとかユーザーインターフェースのほうが専門なものですから、セキュリティの方と議論しながら考えられればと思っています。

○阿曾沼委員 セキュリティは御承知のように多くの技術的対策や使う人たちの意識、自己防衛意識がない限り、やはり完全にはなっていないですし、100%安全ということもありませんから、技術的なレベルでの具体的な対応策が当然必要になってくると思います。ありがとうございます。

○八田座長 あと未成年者が会社をできるようにという提案があるのですが、これは養父市での特に強調される必要性、養父市のような場所で必要だという、そういう状況についてちょっと御説明をお願いできますでしょうか。

○広瀬市長 今、我々は地方創生をしっかりと進めようとしております。それには若者がやはり住むということが一番です。少子化が一番大きな問題です。国全体で少子化が起きておりますが、やはりある地域でそういう少子化が克服できる、若者がそこで自由に伸び伸びと思いを達成できる、そういうエリアというのが必要だろうと思います。そういうものをまず作る。今の時代は、やはり色々なことをやりたいという若者が、デジタルの社会の中で生き育ってきた若者たちが、そこで事業を起こしていく、そういうやはりまず一つ光る場所を作っていきたい。養父市に行けば何かしら可能性がある、そういう受皿を作っていきたいと思っております。

今、我々も、私のほうも養父市出身の関係者の子どもでおるのですが、小学校6年生、中学校の子が日本の国ではなくエストニアに行って、自らエストニアで会社をつくって、その子たちも今、養父市の子どもたちと色々連携させながら色々なことをやっておりますが、ああいう子どもたちがたくさん集まってくると多分その地方はまた輝いてくると思いますので、まずそういうところを作っていくことが必要だろうと思っております。

○八田座長 分かりました。

あと委員の方から何かコメントございますでしょうか。

安念委員、何か御意見ありますか。

○安念委員 広瀬市長の思いはよく分かりました。ただ、法律屋というのはある意味で保守的にものを考える性向がありまして、既に民法自体が、未成年者でも平たく言えば親から一種または数種の営業の許可を受けた場合には成年者と同じ権利能力というか行為能力を持つというようにされておりますので、要するに、親権者から許可をもらえばいいだけの話であるように思えるのですが、そうすると、むしろ民法を変えるというような大事業よりは、親権者というか親御さんをよく啓蒙なさって、自分からビジネスをやりたいという子どもたちにはどんどんやらせてあげてくださいという、そういう雰囲気づくりというか文化づくりというか、そういうことをなさったほうがむしろ現実的ではないかと思うのです。

と申しますのは、私、法務省の当局とは色々なところで随分交渉した経験があるのですが、彼らはそもそも民法というのは規制ではないという考え方なのです。あれはそもそも規制ではないので、規制改革という土俵に乗らないという考え方なのです。これを変えるのはもう本当に至難の業だということを痛感いたしましたので、やや夢がしばむような話

をしてしまうかもしれませんが、この点はちょっと現実的な方途をお取りになったほうがよろしいのではないかというのが私の考えです。

以上です。

○広瀬市長 私もそのあたりは安念先生のおっしゃるとおりでよく理解しているのですが、やはりそういう思いでもって、それでも闘っていかないといけない。特に民法は労働関係の法律もありますし、それから、我々が、公共調達とか色々なことをやる中で、契約の問題でも色々まだ今の時代に合っていないような状況もたくさん出てきております。デジタル社会において併せてそういう部分も地方自治法、労働関係のそういうものもいっぱいあると思いますので、突き当たったらそこでしっかりと特区の特例を使って所管省庁と闘っていく、そういうことをやらせていただければと思っております。いっぱいあると思います。具体的にどれとは言いませんが、突き当たることはいっぱいあると思います。

○八田座長 今、デジタルで、リモートで仕事ができる時代になったから、養父市もそういう若者に起業を奨励して、今の安念委員のお話もあるけれども、親も教育して仕事ができるようにするということの本当に可能性が出てきたということですね。

あと他に委員の方。

落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

議論を伺っておりまして強いお気持ちでやられようとしているのだなというところは伝わってまいりました。民法の点については安念先生が御議論されたような点があると思います。一方で、労働基準法の点については、単純に労働基準の深夜営業の禁止とかを解除するという話ですとなかなか難しい部分もあるように思われます。むしろ成人も含めてそんな夜中に働かないようにという社会情勢も一部ではあります。一方で、ソフトウェアの産業のエンジニアだったりであれば夜中のほうが集中してできるという方もおられたりするので、仕事の内容にもよる部分があると思います。いずれにしても、具体的に大人のほうも含めてこういう働き方をできるようにしたいという形で、具体的に提案していただくほうがより議論を進めやすい部分もあるのかなという気もいたしましたので、そういう観点ではいかがでしょうか。

○広瀬市長 そうですね。労働関係、1日にいつ働きたいかという、何時間働くかということだろうと思っております。質の問題と量の問題だろうと思っておりますので、8時から、明るいうちにしか働けないというのではないだろうと思っております。特にデジタルの社会では、「際」をなくするのがデジタルだろうと私は思っております。物理的な距離であるとか、位置関係であるとか、年齢であるとか、世代であるとか、人種であるとか、言語であるとか。もう24時間が労働の場になるだろうと思っておりますが、その中でいかにしっかりと健康、その人に合った労働をしていくか、そういう発想が必要になってくる。それこそ働き方改革になってくる、大胆な働き方改革になってくると思っております。

○落合委員 ありがとうございます。

おっしゃっていただいた視点は非常に大事な視点なのではないかなと思います。例えば副業ですとかそういったときも、体を壊さないで元気に働けるためにどういう対策が必要なのかとかというのは考える余地が色々あるのだらうと思います。今、おっしゃっていただいたような視点でさらに整理していただければと個人的には感じました。

○八田座長 それでは、そろそろ時間が参りましたが、事務局のほうから何かコメントありますか。

○喜多参事官 大丈夫です。

○安藤委員 安藤です。1点だけよろしいですか。

○八田座長 安藤委員、どうぞ。

○安藤委員 日本大学の安藤です。よろしくお祈いします。

労働基準法を議論する労働政策審議会の分科会メンバーの立場から、この御提案について、いきなりこれを一般的に広く何でもかんでもという形だとなかなか受け入れるのが難しいのかなというようにも感じました。特に資料の7ページのところで、懸念事項として挙げられている従来型の未成年を酷使する、労働させるといったようなことを懸念する声はやはり当然出てくるだろうというときに、未成年の労働が養父市ではどのようなものでもオーケーとするのではなく、どういうものが対象となるのか、起業であったりとか何らかの限定が付くことで納得度を上げるような何かことができないのかというのが感じた1点目です。

2点目は、この取組が養父市の子どもが養父市の外で働く。先ほど落合先生からございましたが、インターネットを通じて他地域の会社と働くとかそういうことだって可能になってくるわけですね。というときに養父市の子どもたちが外で働くことを可能にするのか、または養父市の会社が養父市の外の子どものを使うことが可能になるのか、このあたり、どういう範囲で適用するのかということについても明確化されるとよろしいかと感じました。

以上です。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。様々な指摘があったと思いますので、またそれらに基づいて検討してくださればと思います。

それでは、時間が参りましたので、これをもちまして養父市のセッションを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○広瀬市長 ありがとうございます。従来の発想にとらわれず、大胆な発想で一つやりたいと思いますので、よろしくお祈いします。

○八田座長 よろしくお祈いします。

○広瀬市長 問題点はたくさんあると思いますが、何とか乗り越えていきたいと思っています。

○八田座長 よろしくお祈いします。